

令和2年1月31日付でチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン及び、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインが改正されました

厚生労働省が主な改正点等をまとめていますのでご覧ください。

チェーンソーを用いた伐木等作業において、死亡災害等が依然として多い状況にありますのでガイドラインを遵守し安全に作業を行いましょう。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。
 (主な安全対策)
 ・ 安衛則第485条第1項に基づき、事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。
 ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときは、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。
 ・ **かかり木の処理の作業**においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。
 (ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒(浴びせ倒し)(図2)、(ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ) かかっている木の肩担ぎ、(オ) かかり木の枝切り
(ア) 及び (イ) については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ) から (オ) までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。
- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等の項目を追加すること。**
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載をより適切な表現に改めること。
- ④ 「**かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン**」（H14.3.28基安発第0328001号）に係る記載を**ガイドラインに明確に示すこと**により、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第4号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（H6.7.18基発461号の3。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、車両系木材伐出機械を用いた作業による労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。
 ・ 安衛則第151条の89第2項（車両系木材伐出機械を用いて行う作業）、第151条の125第2項（林業架線作業）及び第151条の153第2項（簡易林業架線作業）に基づき、各作業の**作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」が追加されたこと**を踏まえ、ガイドラインにおける記載を改正省令の規定に合わせた。
- ② **山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。**
 ・ ガイドラインでは、従来、**無線通信（トランシーバーを含む。）による通信を前提**にしていたが、昨今の携帯電話の普及状況（※）等を踏まえ、**携帯電話等（スマートフォンを含む。）による通信も可能であることを明確にした。**
 （※）電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話等のサービスエリアは、人口比率で99.99%をカバー（平成29年度末（総務省））。